

平成 28 年 4 月 12 日

全国外食産業ジェフ健康保険組合 御中
(近畿支部)

協同組合日本接骨師会
保険部長

柔道整復師療養費申請に対する返戻理由の違いについて原因究明の要望

負傷日違いで、2 部位申請に対し患者調査・照会で、負傷原因が 1 部位目のみ回答、2 部位目の回答なしの理由により申請書返戻に対し、平成 27 年 11 月 19 日当方より 2 部位目、負傷日違いは、入力ミスで 1 部位目と同日の説明に対し、了承頂き回答書添付にて再請求するも、次の返戻の理由は、前回返戻理由と全く異なった「再度、患者照会をしましたが、前回の回答どおり 2 部位目の負傷に関して施術を受けていないとの回答を得ましたので返戻いたします。」

このことは、整復師が 2 部位目を治療せず請求したことになり、整復師の名誉に関わる問題、また、患者と整復師の信頼関係を失う大事な問題と考えます。

そこで、2 部位目の負傷に関して施術を受けていないとの患者回答について、患者による文章での回答か、電話による回答か、当初の返戻説明で理解、了承を得ているにも関わらず再返戻理由データ行き違いとせず、原因究明と再発防止の要望です。

2 週間以内での回答よろしくお願い申し上げます。